

令和元年度 成年後見制度利用促進体制整備事業
応用研修

地域連携ネットワークと 市町村計画

高崎健康福祉大学
健康福祉学部 社会福祉学科
大口 達也

平成 30 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)
「成年後見制度の利用促進に関する調査研究事業」

市町村 成年後見制度利用促進基本計画 策定の手引き

平成 31 (2019) 年 3 月

成年後見制度の利用促進を目的とした
市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会
(事務局：一般財団法人 日本総合研究所)

成年後見制度の利用促進を目的とした
市町村計画策定支援のための
調査研究事業検討委員会 作成

市町村が取り組む法的根拠

○ 地方自治法 第1条の2

地方公共団体は、**住民の福祉の増進を図ることを基本として**、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとする。

○ 老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健福祉法第51条の11の2

「その福祉を図るため、特に必要があると認めるとき」**市町村長申立**
老人福祉法32条の2「**体制整備**」

○ 高齢者虐待防止法第9条第2項 障害者虐待防止法第9条第3項

虐待対応における**市町村長申立**

○ 高齢者虐待防止法第27条第2項、第28条 障害者虐待防止法第43条第2項、第44条

消費者被害防止における**成年後見制度の活用**

○ 成年後見制度利用促進法 第14条第1項

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての**基本的な計画**を定めるよう努めるとともに、**成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置**を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、**審議会その他の合議制の機関**を置くよう努めるものとする。

【権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関、協議会等の整備】

- 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
- 市町村は、上記(2)④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。

【審議会等合議制の機関を活用した市町村計画の策定と継続的取組点検と評価】

- また、市町村は、促進法第23条第2項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。
- 市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができているか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。

※地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI(重要業績評価指標)

令和元年
5月30日

工程表における記載	KPI (2021年度末の目標)
I 制度の周知	■ 中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 ➡ 全1741市区町村（H30.10時点 470市区町村） （参考値）成年後見制度利用者数（保佐・補助・任意後見割合を含む）
II 市町村計画の策定	■ 市町村計画を策定した市区町村数 ➡ 全1741市区町村数（H30.10時点 60市区町村）
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用	■ 後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定 ■ 後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 ➡ 全47都道府県 ■ 2025年度までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入 ■ 厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定
IV 地域連携ネットワークづくり	■ 中核機関（権利擁護センター等含む）を整備した市区町村数 ➡ 全1741市区町村（H30.10時点 492市区町村） ■ 中核機関（権利擁護センター等含む）において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 ➡ 800市区町村（H30.10時点 210市区町村） ■ 中核機関（権利擁護センター等含む）において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続き支援を実施）を行っている市区町村数 ➡ 200市区町村（H30.10時点 59市区町村） ■ 協議会等の合議体を設置した市区町村数 ➡ 1741市区町村（H30.10時点 79市区町村） ■ 国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 ➡ 3500人
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和	■ 全預金取扱金融機関（※）の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合 ➡ 50%以上（H30.12末時点 約12%）
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	■ 医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	■ 成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し ➡ 措置のある法律(190)

※ ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業種・職域の信用組合に係る個人預金残高は除く。

「骨太」「認知症施策推進大綱」における成年後見制度利用促進施策について

○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日 閣議決定）

（7）暮らしの安全・安心

⑤ 共助・共生社会づくり（共生社会づくり）

「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症と共生する社会づくりを進める。また、成年後見制度の利用を促進するため、同大綱も踏まえ、中核機関の整備や意思決定支援研修の全国的な実施などの施策を総合的・計画的に推進する。

○認知症施策推進大綱（認知症施策推進関係閣僚会議 令和元年6月18日）

⑨成年後見制度の利用促進

- 全国どの地域に住んでいても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の**中核機関**（権利擁護センター等を含む。以下同じ。）の**整備や市町村計画の策定**を推進する。
- 成年被後見人等の利益や生活の質の向上のための財産利用・身上保護に資する支援ができるよう、成年後見人等に対する**意思決定支援の研修の全国的な実施**を図る。また、**「任意後見」「補助」「保佐」制度の広報・相談体制の強化**や、市町村等による**市民後見人・親族後見人への専門的バックアップ体制の強化**を図る。
- 後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するために、市町村の取組を支援する。

K P I / 目標

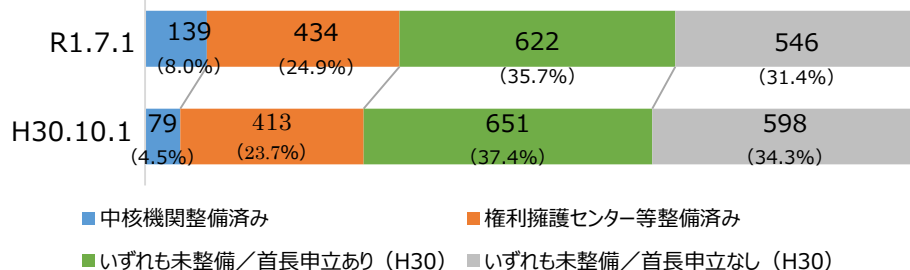
- 成年後見制度の利用促進について(2021年度末)
 - ・中核機関を整備した市区町村数 全1741市区町村
 - ・中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村
 - ・中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村
 - ・中核機関において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村
 - ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村
 - ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村数
 - ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人
 - ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県

成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(速報値)①

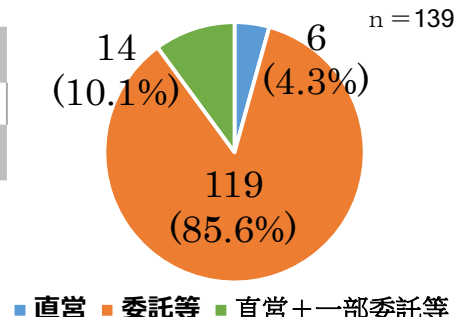
調査概要：全国の市区町村（1,741自治体）及び47都道府県

調査時点：令和元年7月1日（一部の調査項目は平成30年度実績等）

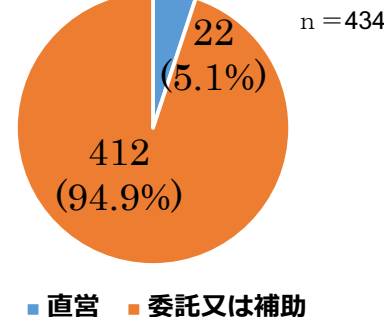
中核機関・権利擁護センター等の整備状況等



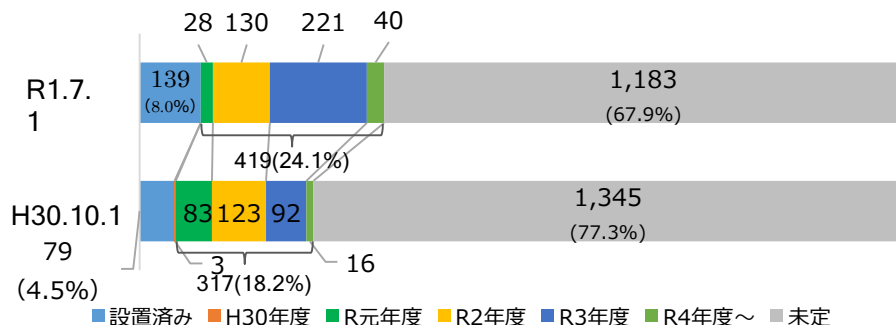
中核機関の運営主体



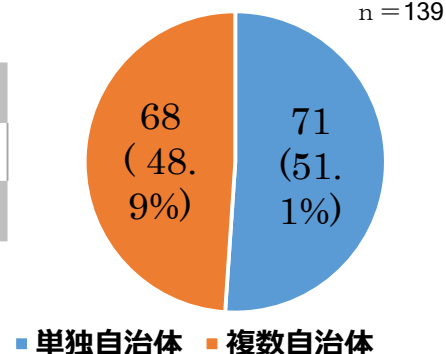
権利擁護センター等の運営主体



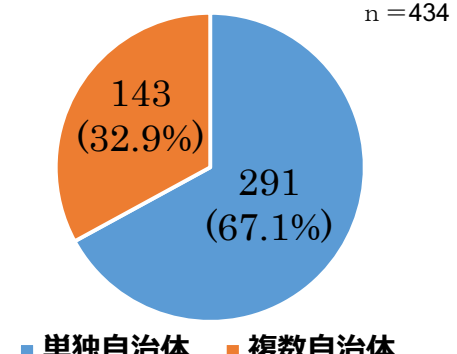
中核機関の整備（予定）時期



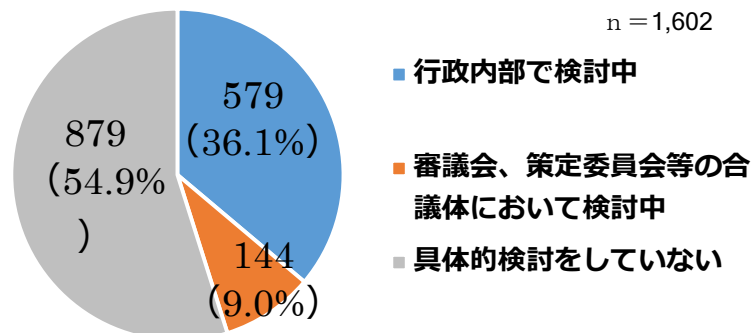
中核機関の設置区域



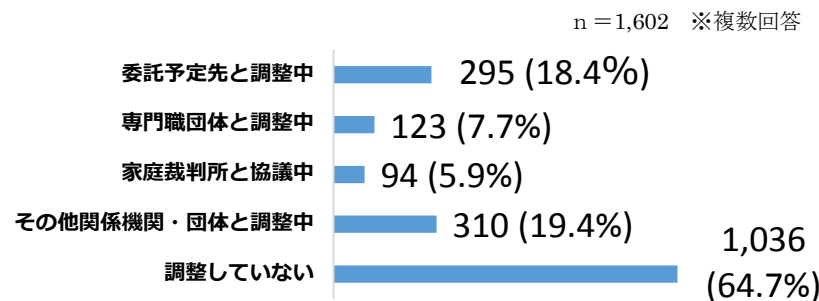
権利擁護センター等の設置区域



中核機関の整備に向けた検討状況



関係団体等との調整状況

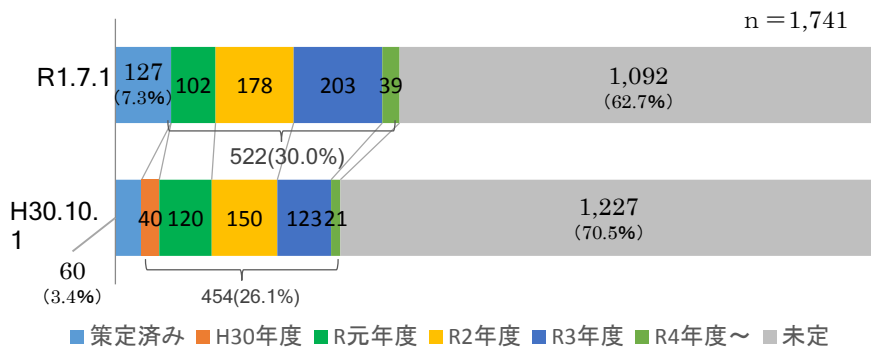


成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(速報値)②

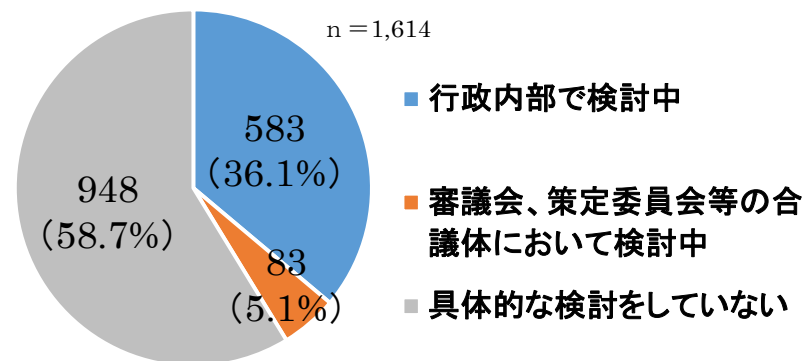
調査概要：全国の市区町村（1,741自治体）及び47都道府県

調査時点：令和元年7月1日（一部の調査項目は平成30年度実績等）

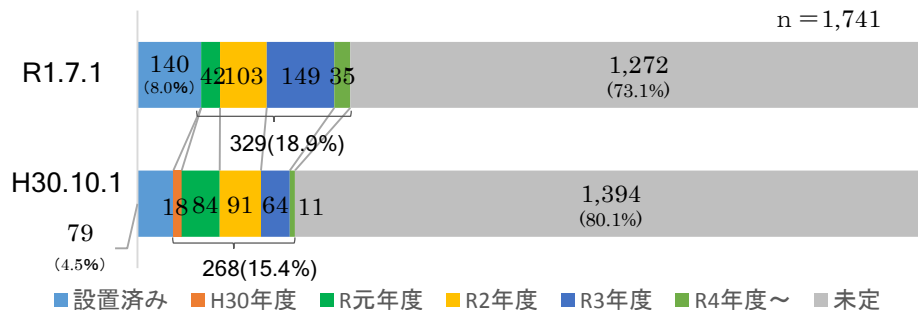
市町村計画の策定状況、策定（予定）時期



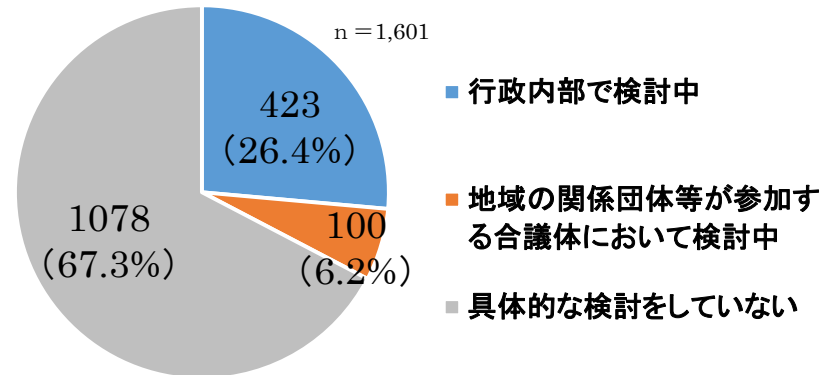
策定に向けた検討状況



協議会等の設置状況、設置（予定）時期



設置に向けた検討状況



市区町村長申立の実施状況（件数）

	高齢者	知的障害者	精神障害者	合計	実施 市区町村数
平成30年度実績	6,540	712	595	7,847	1,048
平成29年度実績	6,158	675	503	7,336	1,000

(1) 手引き作成の研究事業の背景・目的

○本研究事業において、以下の実現に向けて、「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（「市町村計画策定のための手引き」）」作成を目的に実施。

◎市町村による体制整備の促進：

全国各地域の実情に応じた成年後見制度の利用促進を目的とした体制整備。

◎都道府県による市町村支援の促進：

全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような体制整備を進めるためには、都道府県による市町村支援が不可欠。

(2) 検討体制

成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会

氏 名	所属・役職等
安藤 亨	愛知県豊田市 福祉部 福祉総合相談課 主査
大口 達也	高崎健康福祉大学 健康福祉学部 社会福祉学科 助教
上山 泰（◎）	新潟大学 法学部 教授
香野 遥	神奈川県 地域福祉課 主事
橘 一明	福島県南会津町役場 館岩総合支所 町民課 課長補佐（兼）総務係長
丸山 広子	埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター 所長

◎：委員長

※委員の所属・役職等については、平成31年3月末日時点。

■オブザーバー

厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 成年後見制度利用促進室

厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 地域福祉・ボランティア係

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活
支援推進室

厚生労働省 老健局
総務課 認知症施策推進室

■事務局

一般財団法人 日本総合研究所

(3) 実態把握調査等

●アンケート調査（実態把握調査）

○調査対象・回収状況

- ・市町村(1,741)：1,091(回収率：62.7%)
- ・都道府県(47)：38(回収率：81.0%)

○調査時期：平成30年10月～11月

●ヒアリング調査（実態把握調査）

○調査対象

- ・市町村 5(町村1、一般市3、政令指定都市1))
- ・都道府県 1

○調査時期：平成30年10月～11月

●ヒアリング調査（先行自治体調査）

○調査対象

- ・市町村 4(町村1、一般市1、中核市2)
- ・都道府県・都道府県社会福祉協議会 5地域

○調査時期：平成30年10月～平成31年3月

目次・ポイント

<目次>

I 市町村編

1. 市町村計画策定の趣旨

- (1) 計画策定の法的根拠
- (2) 市町村計画に盛り込むことが望ましい内容
- (3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関と市町村計画
- (4) 計画策定の意義と効果
- (5) 計画策定の流れ

2. 市町村計画策定のパターン

- (1) 市町村計画のパターン
- (2) 成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定する場合
- (3) 地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する場合

3. 効果的な計画策定のプロセス

- (1) 担当課の決定
- (2) スケジュールの決定
- (3) 現状の確認
- (4) 課題整理
- (5) 計画策定のメンバーの決定
- (6) 市町村計画案の作成
- (7) 意見の聞き取りと反映
- (8) 計画の決定と公表
- (9) 協議会への報告
- (10) 計画の見直し

II 都道府県編

III 資料

〔ポイント1〕
市町村計画策定時に押さえるべきポイントを整理

〔ポイント3〕
市町村計画策定の参考プロセスを整理

〔ポイント2〕
4つの市町村計画の例を掲載してポイントを説明

〔ポイント4〕
市町村計画見直しの際のポイントを整理

〔ポイント5〕
都道府県の市町村支援例を掲載

〔ポイント6〕
審議会条例や協議会設置要綱等、参考資料を掲載

市町村計画の法的根拠と国基本計画で示されている内容

成年後見制度利用促進法第14条、国基本計画p.20～21

「国基本計画」で示されている
市町村計画を定めるに当たって
具体的に盛り込むことが望ましい内容

●権利擁護支援の地域連携 ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

●地域連携ネットワークの中核機関の設置・運営方針

●地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針

※既存の地域福祉・地域包括ケア・司法とのネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする

●「チーム」「協議会」の具体化の方針

●成年後見制度の利用に関する助成制度のあり方

【盛り込むことが望ましい内容】について、さらに具体化

目的

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができること

目標

必要な人が、成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるように権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築

ネットワークの役割

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

具体的な施策等の方針

- ✓ 中核機関の整備・運営の方針
- ✓ 権利擁護支援の地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能の段階的・計画的な整備
 - ・ 広報機能
 - ・ 相談機能
 - ・ 成年後見制度利用促進機能
 - ・ 後見人支援機能
- ✓ チーム・協議会の具体化の方針
- ✓ 助成制度のあり方

①効果的で着実な推進

- 「権利擁護支援の地域連携ネットワークについての目指すべき姿」を庁内外に対して明らかにすることができる
- 的確にニーズを把握し、計画の見直し年度までに達成する**具体的目標を設定すること**で、多岐にわたる施策の整合を図り、着実かつ効果的に推進することができる

②段階的整備の担保

- 計画策定という手法を用いることにより、計画の見直しの際に、次に整備する機能についての**具体的目標を設定することができる**。
- **一度に全ての機能を整備しなくとも**、段階的な体制整備を担保することができる

③地域連携ネットワークの構築・強化

- 適切なプロセスを経て計画を策定すると、庁内関係部署、地域住民、関係者・関係機関と「目指すべき姿」についての**共通認識を形成**することができる。
- このことにより、関係機関等からの協力が**得られやすくなり**、**迅速な**個別対応を行うことができるようになる。

計画策定の流れ

計画策定の流れは必ずしも、以下の順番で進むものではなく、各市町村の実情に応じて、前後することやプロセスを省略することもある。

I 計画策定のための準備

担当課の決定



スケジュールの決定



現状の確認



課題整理



計画策定メンバーの決定



II 計画策定

市町村計画案の作成



意見の聞き取りと反映



計画の決定と公表



＜市町村計画策定＞

III 実行見直し

協議会への報告



計画の見直し

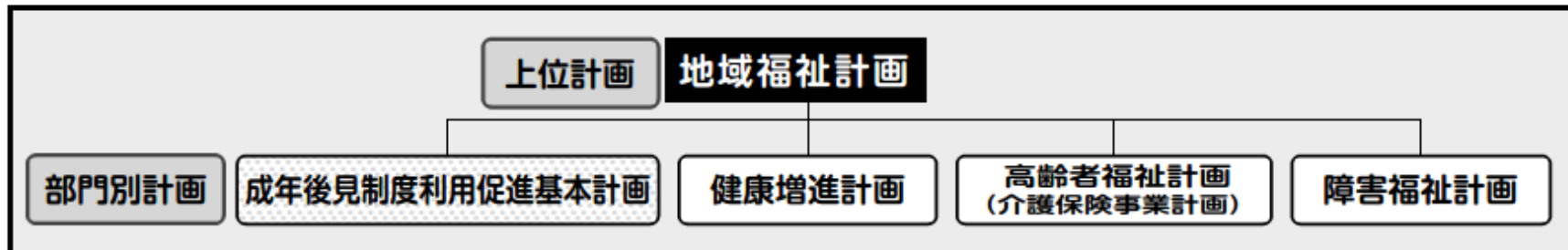
効果的に計画を策定するためのポイント – I 計画策定のための準備 –

I 計画策定のための準備	計画策定のプロセス	ポイント
	担当課の決定	□ どの課が主担当になったとしても、関連する部署全体で取り組むことになる □ 担当課を中心に最小単位で開始し、順次、関連部署に参画してもらう
	スケジュールの決定	□ おおよその策定期間を定め、逆算して、何をどのタイミングで話し合い、いつまでに準備するかを考える □ 計画策定の手続きについて、どのような方法を選択するのか、他の計画を策定したときの手順やスケジュールも参考にする
	現状の確認	□ 関連する計画等で示されているデータを参考に、権利擁護支援の必要性を量的に把握することができる □ 量的なデータとあわせて、ニーズの質的な特徴を把握すると体制整備の面からも効果的 □ 把握したニーズについて、社会資源や施策の現状など、市町村としての対応状況を確認する
	課題整理	□ 把握したニーズに対する受け皿や、現状の施策の課題を整理する □ 課題とともに、既に対応できていることや、うまく機能していることについても挙げる □ 他の行政計画等で示している「地域の目指す姿」との整合を図ると、計画の実効性を高めることができる
	計画策定メンバーの決定	□ 司法関係者の関与・参画により、法的な観点から計画を確認することができる □ 計画の策定方法によって計画策定メンバーは変わる □ 自治体内の仕組みや、これまでの前例を参考にする

Ⅱ 計画策定	計画策定のプロセス	ポイント
	市町村計画案の作成	□ 全国どの地域においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することは、誰もが住み慣れた地域で、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができる地域共生社会の実現につながるもの □ 具体的な施策を計画として策定することで、関係者の合意形成をはかり、自治体としての方向性を明示することができる
	意見の聞き取りと反映	□ 地域の権利擁護支援について、広く地域住民の理解を得て合意形成を図るため、地域住民から意見を聴くことが重要な計画策定プロセスの一つである □ 認知症当事者団体や障がい当事者団体、家族会等が、計画策定メンバーに入っていない場合、当該団体等から成年後見制度の利用に関係する意見を聞き取り、計画に反映する □ 自治体の条例や要綱に基づく「パブリックコメント」には、一定のルールがあることから、策定期間から逆算して設定する
	計画の決定と公表	□ 策定した計画は、誰でも入手・閲覧できる方法で公表する □ 必要に応じて、説明の場を設けるなど、対象者に合わせて、複数の方法で公表するとより効果的

市町村計画の2つのパターン

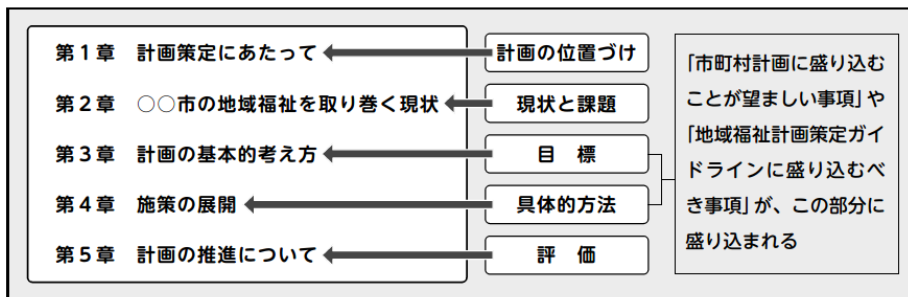
例1 地域福祉計画とは別に部門別計画を策定する場合(地域福祉計画、それぞれの計画を作成する)



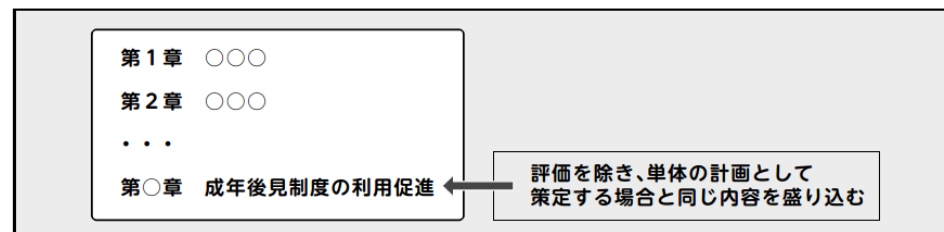
例2 地域福祉計画と一体的に策定する場合(地域福祉計画の中に盛り込む)



例2-1 地域福祉計画と一体的に策定する場合(各章に書き込む場合)



例2-2 地域福祉計画と一体的に策定する場合(1章として設ける場合)



「市町村計画策定のための手引き」p.24

市町村計画の例【部門別計画として**単体で策定する場合**のイメージ】

1 ○○市（区町村）成年後見制度利用促進基本計画の策定の趣旨と位置づけ

2 現状と課題

（1）現状

「市町村計画策定のための手引き」p.36参照

「市町村計画策定のための手引き」p.1～10参照

- 成年後見制度利用者数、高齢化率、要支援者数、障害者数、日常生活自立支援事業利用者数、成年後見制度関連施策の実施状況（市町村長申立て数、成年後見制度利用支援事業の実施状況と実績、市民後見人育成・選任状況、法人後見育成・活用状況）などを用いて示すことができる
- 成年後見制度利用ニーズ調査や、成年後見制度の認知度や意識調査等のアンケート調査を実施している場合には、それらを提示することで、施策に取り組む必要性を明示することができる

（2）課題

「市町村計画策定のための手引き」p.40参照

※権利擁護支援の実務を担当している所管、関係者・関係機関とも協議しつつ、今回の計画で解決する課題を示す

3 今後の取組

事項ごとに、取組目標と実現するための具体的方法を合わせて、それぞれを書く方法もある

（1）本計画における取組目標（段階的に整備するものはその旨記載）

※権利擁護支援の地域連携ネットワークの3つの役割の中で、本計画がもっとも重点的に充実させる目標を示す方法も考えられる。目標を定めておくことで、協議会における建設的な検討や合議を示すことができる

（2）中核機関、チーム、協議会についての体制整備の方針について

（3）助成制度について

※成年後見制度利用支援事業等の助成制度について示す。その場合、介護保険計画や障害福祉計画の内容と連動することになる。

4 評価

「市町村計画策定のための手引き」p.56参照

※計画を見直す年度や具体的手法を示す方法が考えられる。例えば「○年度に、【○○市権利擁護支援ネットワーク協議会】等の意見を聞き、計画を見直す」等の記述が考えられる。

手引きに掲載している市町村計画の概要と特徴

①成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定した自治体

自治体名	自治体区分	人口（高齢化率）	計画期間	特徴
新潟県阿賀町	町村	約11,000人（約47%）	平成30年度～32年度	- 基本的な考え方の明示： - 一成年後見制度の利用支援 - 一地域で安心して暮らし続けられる社会の実現 - 既存の仕組みや体制の活用 - 一成年後見センター運営委員会を活用しての計画策定 - 今後の取組方策の明示 - 一「親族後見人への支援策の検討」を明示 等
香川県三豊市	一般市	約66,000人（約35%）	平成31年度～34年度	- 基本的な考え方の明示： - 一権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備 - 国基本計画の考え方を踏襲しながら、当市における取組方針を明示 - 計画策定の取組体制 - 一条例によって計画を策定、パブリックコメントによる意見聴取 等 - 既存の仕組みや体制の活用 - 一チーム：地域ケア個別会議、協議会：地域ケア推進会議等

②地域福祉計画等の他の計画と一体的に策定した自治体

自治体名	自治体区分	人口（高齢化率）	計画期間	特徴
宮城県女川町	町村	約6,500人（約38%）	平成27年度～31年度	- 基本的な考え方の明示： - 一地域福祉計画の中で、権利擁護事業の推進を明確化
青森県八戸市	中核市	約231,000人（約30%）	- 地域福祉計画：平成28年度～32年度 - 高齢者福祉計画、障害福祉計画：平成30年度～32年度	- 地域福祉計画、高齢者福祉計画、障害福祉計画と一体的に策定、市の総合計画とも連動 - 各計画で基本的な考え方の明示 - 一個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制の充実（地域福祉計画） - 各計画で事業と目標を明示 - 既存の仕組みや体制の活用 - 一市民後見推進協議会→調査審議機関として位置づけ 等

演習①: 成年後見制度利用促進の取組状況を『みんな』でチェックする

Q. 成年後見制度に関する現在の状況について、チェックしてしてみよう

(次ページに取組方策が記載されていますので、参考にしてください)

成年後見制度利用の状況	認知症高齢者数、単身高齢者数、高齢者のみ世帯数の増加や潜在的後見ニーズと比較して、専門職後見人等の担い手が少ないと思う。	B
成年後見制度についての相談	権利擁護支援や成年後見制度利用に関する相談がない(少ない)。	A
	成年後見制度に関する相談が、3年前と比べて増えている。	AとB
	成年後見制度を利用している人(の親族を含む)からの相談が増えている。	BとC
市町村長申立て	市町村長申立てをしても、後見人選任までに時間がかかる。	C

※上記はあくまで参考のため整理したものです。利用者数、相談数、市町村長申立て件数が多い・少ないということについて、絶対的な基準があるわけではありません。

チェック結果 (以下の施策に限定するものではありません。あくまで参考にご覧ください)

Aが多かった場合・・・相談窓口の明示と広報から取り組む

Aが多かった自治体は、成年後見制度がよく知られておらず、十分に活用されていない実態があると思われます。相談数が少ないことは、ニーズがないことを示しているのではなく、相談できる窓口が知られていない可能性があります。

Bが多かった場合・・・受け皿の拡大から取り組む

Bが多かった自治体は、成年後見制度を利用したくても、後見人の担い手など、受け皿が不足しているため、利用できない実態があると思われます。必要な人が成年後見制度を利用できるよう、体制整備を図る必要があります。

Cが多かった場合・・・受任者調整と後見人支援から取り組む

Cが多かった自治体は、成年後見制度の利用や市町村長申立てが行われていますが、より本人に寄り添った、利用者がメリットを実感できる制度の運用のための体制整備が求められます。

あなたの回答の記入欄

Aの数

Bの数

Cの数

演習の記入例 (正の字で記入)

Aの数

Bの数

Cの数

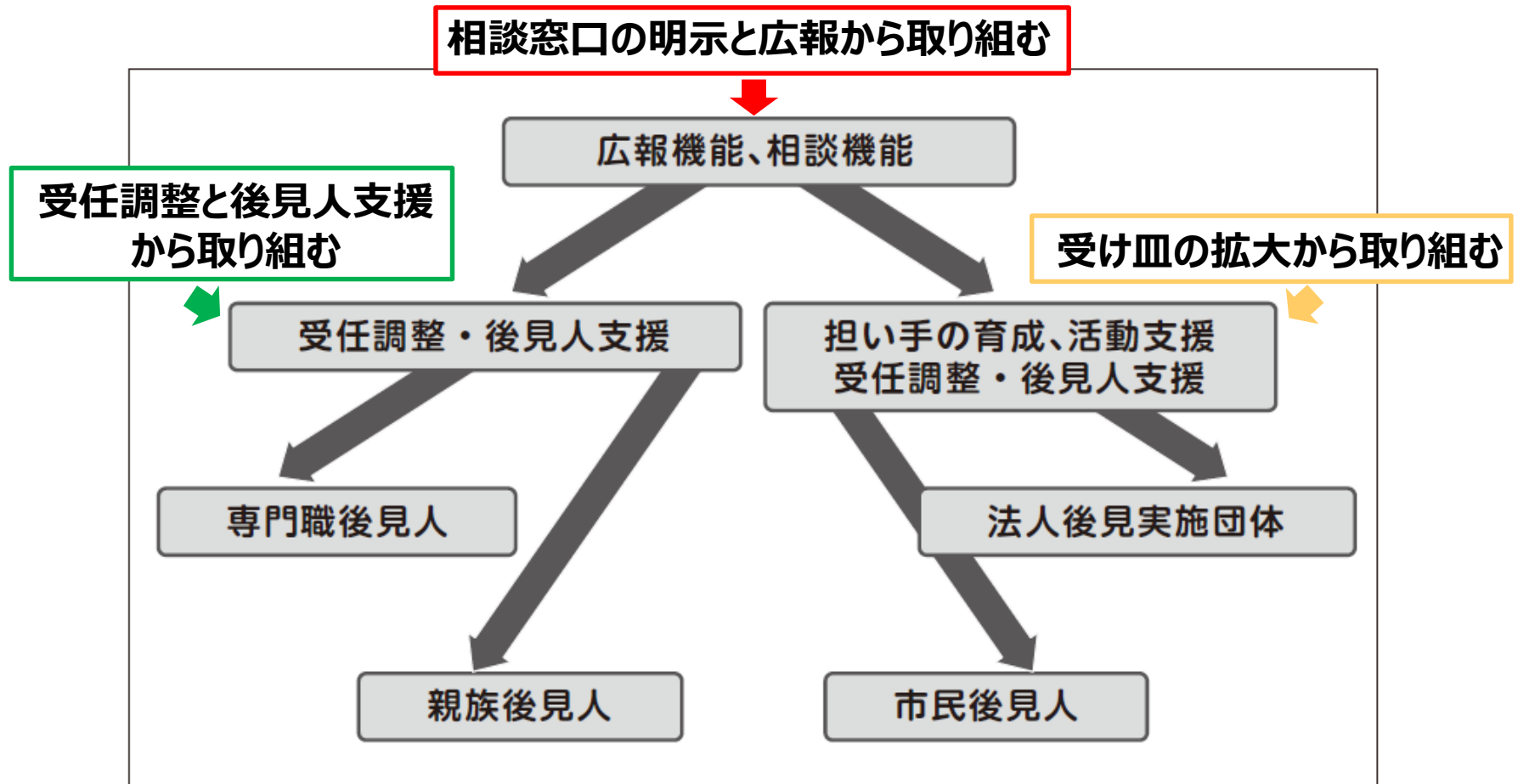
様々な意見を取り入れるために・・・

なぜそのような回答になったのか
計画策定メンバーと話し合う
ことで、課題意識を共有することが
できる
→ 根拠データの協議・検討にもつながる

Ⅲ 計画の実行と見直し	計画策定のプロセス	ポイント
	協議会への報告	□ 計画の着実な実行のために、年に1度～2度、計画の進捗状況について報告する □ その際、権利擁護支援の地域連携ネットワーク全体で把握される地域課題や、その解決策について話し合っていくと、多様な対応が選択しやすくなる □ 協議会は、計画策定メンバーや既存の組織を活かすことができる
	計画の見直し	□ 協議会で年度報告を行うことにより、課題意識を共有することができ、計画の見直しにつなげることができる □ 課題とともに、計画を実行したことの実績、成果についても報告し、「できていること」「強み」を活かした見直しを行う

「市町村計画策定のための手引き」p.51～p.62

演習②: 研修の合間(休み時間等)や終了後に情報交換・収集をする



「市町村計画策定のための手引き」p.56

段階的に整備する市町村計画だからこそ、情報交換・収集は重要

機能ごとの項目整理(段階的整備となるため、計画見直しの際の項目例として整理)

【広報機能】

大項目	小項目	実施状況
制度についての個別説明	メリット、留意点を含めた説明 成年後見制度だけでなく 様々な権利擁護支援の仕組みについての説明	
パンフレット	配布した枚数、冊数 配布箇所 相談するきっかけになっているか 研修・相談対応で使用できるものになっているか (制度を説明しやすいか)	
研修会やセミナー	回数 受講者数 アンケートの結果 相談するきっかけになっているか	
広報(パンフレットや研修・セミナー)の内容	制度の活用が有効なケースなどを具体的に伝える周知啓発 法定後見制度の後見類型だけでなく、保佐・補助類型、任意後見を含めた早期利用を念頭においた内容	
広報の際に連携する各団体	弁護士会 司法書士会 社会福祉士会 その他専門職団体等()会	
チームに加わる関係者への広報(パンフレットの配布や研修・セミナー開催)	身近な家族・親族 市町村の窓口 主治医・かかりつけ医 介護支援専門員 相談支援専門員 生活保護ケースワーカー 保健師 精神保健福祉士 入所先社会福祉施設 認知症初期集中支援チーム 認知症疾患医療センター 医療機関 金融機関 介護サービス事業所 障害福祉サービス事業所 訪問看護ステーション 民生委員・児童委員 自治会	

作文例①

【相談機能】

大項目	小項目	実施状況
多様な相談者	早期の相談(後見類型以外(保佐、補助)の相談が入っているか) 早期の相談(首長申立て以外(本人や家族等、任意後見)の相談が入っているか) 相談者の属性(どの所属からの相談か) 相談者の所属地域(相談が入っていない地域があるか) 親族からの相談が入っているか	
情報の集約	相談者からの情報以外にも、内容に応じて本人や関係機関から情報収集できているか 必要に応じてケース会議への出席、ケース会議の招集等によって、情報を集約できているか	
後見等ニーズの精査	判断能力不十分な本人のニーズを分析した上での相談対応(成年後見制度以外の対応があるか) (ニーズを解決できる機関、あるいは継続して関わる機関につなげて、相談を終了することができているか) 成年後見制度以外の権利擁護支援の対応の検討・説明 必要に応じた専門職からの助言の確保 補助・保佐の活用を考慮した対応	
必要な見守り体制	必要なつなぎ先と連携がとれているか(連携が困難な関係機関はないか) 地域包括支援センターとの連携 相談支援事業所との連携 民生委員・児童委員、自治会との連携 その他、見守りをしている機関との連携	

「市町村計画策定のための手引き」p.57、58

制度を説明しやすいパンフレットを作成し、相談するきっかけをつくる
そのために、1000部のパンフレットを〇〇等に配置する。〇〇等を使う

機能ごとの項目整理(段階的整備となるため、計画見直しの際の項目例として整理)

【成年後見制度利用促進機能】

〔担い手の育成・活動の促進〕

大項目	小項目	実施状況
市民後見人の研修・育成・活用	都道府県・市町村と関係機関（法人後見実施機関、専門職団体、家庭裁判所）等の連携による研修・育成	
	修了者が実務経験を重ねる取組（法人後見業務、見守り業務、日常生活自立支援事業の支援員業務など）	
	市民後見人選任後の継続的支援体制の整備	
	市民後見人養成カリキュラムについての家庭裁判所への説明	
	継続的支援体制についての家庭裁判所への説明	
	選任以外の活躍の場の提供	
市民後見人の受任調整	市民後見人が行うのにふさわしい事案の整理	
	市民後見人候補者へのアドバイス	
	市民後見人候補者名簿の作成	
法人後見の担い手の育成・活動支援	法人後見実施機関の育成・活動支援	
	障害分野で活用できる法人後見実施機関（社会福祉協議会、市民後見人研修修了者、親の会等を母体とするNPO法人等）の育成・活用	
	後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保	

〔受任者調整(マッチング)等の支援〕

大項目	小項目	実施状況
専門職後見人候補者の推薦	専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）に対しての後見人候補者名簿の整備を依頼	
市民後見人の受任調整(再掲)	市民後見人が行うのにふさわしい事案の整理	
	市民後見人候補者へのアドバイス	
	市民後見人候補者名簿の作成	
親族後見人が受任できるための支援	後見人になるにふさわしい親族後見人候補者への助言、専門職へのつなぎ	
	親族後見人選任後の継続的支援体制	
	親族後見人への継続的支援体制についての家庭裁判所への説明	
家庭裁判所との連携	後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるための、連携体制の整備	

〔日常生活自立支援事業当関連制度からのスムーズな移行〕

大項目	小項目	実施状況
関連制度からのスムーズな移行	日常生活自立支援事業等関連制度から成年後見制度へ移行することが望ましいケースを検討する体制の整備	
	生活保護受給者を含む低所得者等が後見等開始の審判の請求が適切に行われる体制の整備（成年後見制度利用支援事業の更なる活用）	

**専門職後見人候補者の推薦
ができるような体制を整備する**

作文例②

「市町村計画策定のための手引き」p.59、60

大項目 = 計画策定時のキーワード

小項目 = 計画策定後の中核機関の事業計画・行動計画

➡ 「中核機関として何をするか」を考える時に参考にできる

機能ごとの項目整理(段階的整備となるため、計画見直しの際の項目例として整理)

【後見人支援機能】

大項目	小項目	実施状況
日常的な相談	市民後見人からの日常的な相談に応じる体制整備	
	親族後見人等からの日常的な相談に応じる体制整備 → 不正防止効果にもつながる	
意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援	法的な権限をもつ後見人と、本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制の整備	※都道府県単位、家庭裁判所単位での権利擁護支援ネットワークの機能にも、なるものと思われる。
	後見人支援のために専門的知見が必要であると判断された場合に、法律・福祉の専門職がケース会議開催等によって本人を支援することができるよう、専門職団体の協力が得られるための体制整備	
	財産保全を最優先とした硬直的な運用ではなく、本人の生活状況等に応じた財産の積極的活用等の適切・柔軟な運用を保障するための体制整備	
チームに加わる関係者への研修 (意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援についての研修)	介護支援専門員	
	相談支援専門員	
	生活保護ケースワーカー	
	保健師	
	精神保健福祉士	
	入所先社会福祉施設	
	認知症初期集中支援チーム	
	認知症疾患医療センター	
	介護サービス事業所	
	障害福祉サービス事業所	
家庭裁判所との連携	訪問看護ステーション	
	民生委員	
	市町村窓口	
	専門職	
移行型任意後見契約の発効の必要性への支援	本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいかなっている場合や、ほかの支援体制への切り替えが望ましいと考えられる場合の、新たな後見人候補者推薦等や、家庭裁判所との連絡調整	
	任意後見監督人選任の申立てが必要な状態になっている移行型任意後見契約の存在を発見した場合の支援(必要に応じて、ケース会議等を開催し専門職団体の協力を得る)	

【不正防止効果】

大項目	小項目	実施状況
チームによる見守りにおける不正防止の視点	親族後見人等の経済的虐待や横領等の不正行為の兆候の早期の把握(チームメンバーが、不正があるかもしれないと感じた時に、どこに知らせればいいのかを知っている)	

「市町村計画策定のための手引き」p. 61、62

① これらの「機能ごとの項目整理」は「計画の見直し」だけではなく**計画策定前**や**策定時**にも**参考になる**

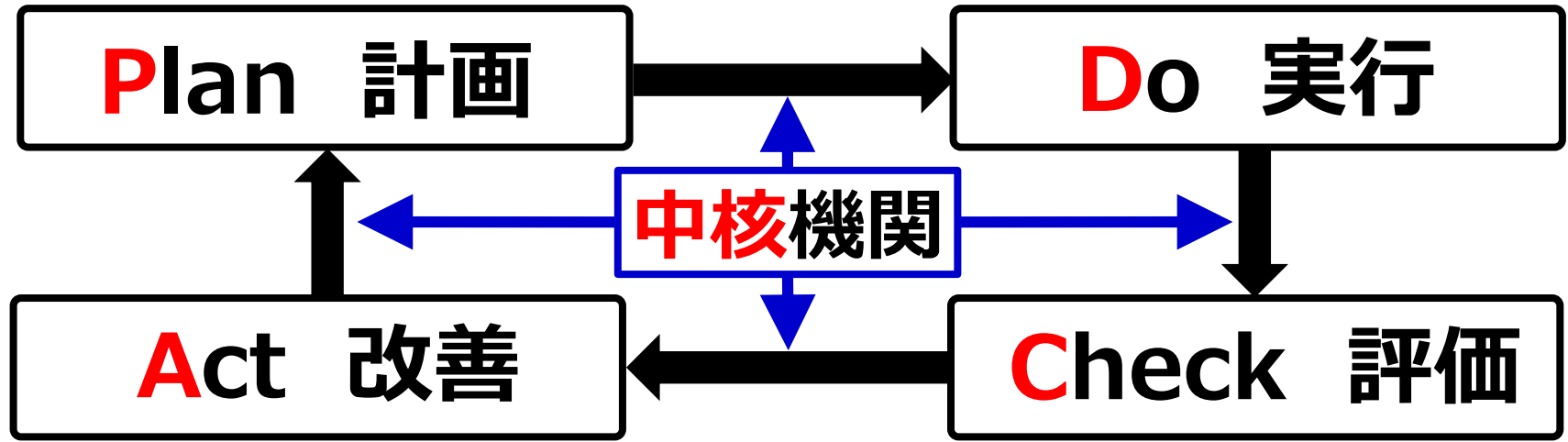
- **機能がよくわからない**
- **計画に何を盛り込めばよいのかわからない**
- **実際に何をしたらいいのかわからない**
といった時に参考になる

② 小項目の**実施状況を確認**すれば**計画の見直しができる**

③ 地域の実情や今までの実践から**表には挙げられていない項目**も出てくる

④ **意思決定支援**に関わる項目が**やや少ない**ため、研修を踏まえてもう少し充実を

中核機関の取り組みを市町村計画のPDCAにリンクさせる



① 計画策定前に中核機関を整備

計画策定の要所に関わり、内容を充実させる(P)
計画を実施し (D)、毎年、どこまでできたかを評価して (C)
協議会に報告して次年度の方向性を定めて (A)
地域連携ネットワークを発展させる

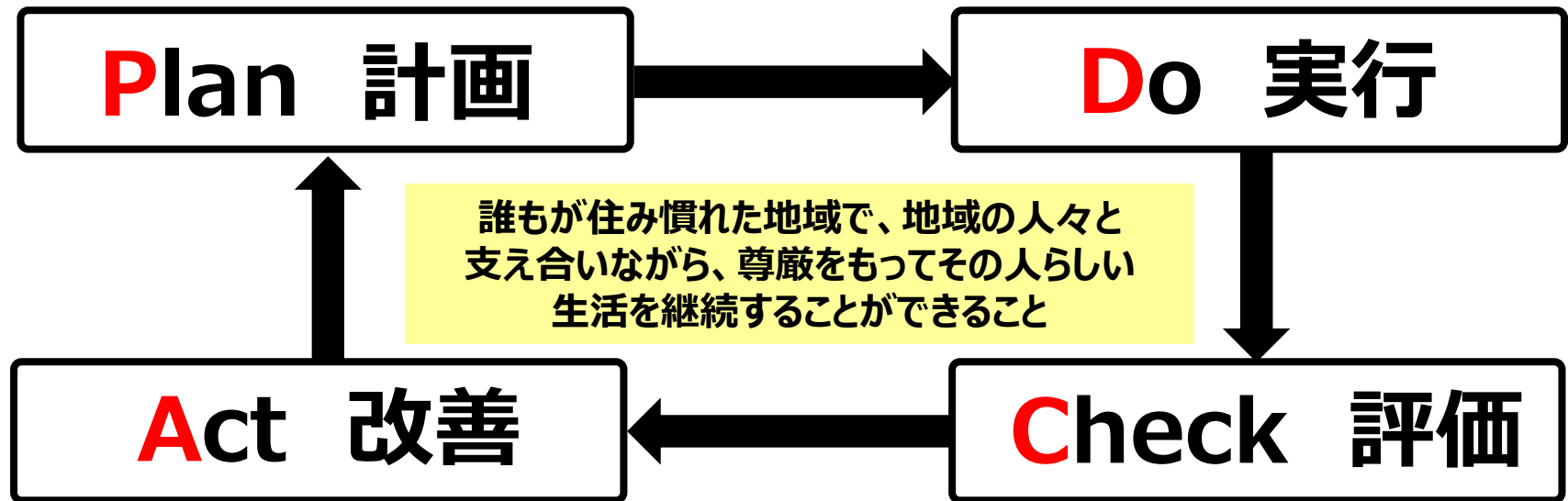
② 計画も中核機関もこれから整備

まずは計画策定に力を入れ、動かしてみないとわからない点は
「検討します」として整理 (P) して、走りながら考える (D)
1年間に出来たことを振りかえって(C)協議会に報告して、
次年度の方向性を定める (A) たえ出来ないことがあっても
地域連携ネットワークの段階的に整備することにつながる

③ 計画と中核機関を既に整備

「この部分の体制を何とかできないか」「このようなことはできないか」
といったPDCAの「Act 改善」を特に意識して、協議会や事例検討
を活用して、地域連携ネットワークをより強固に、広範囲にする。
毎年、協議会を活用して「Check 評価」をすることが重要。 24

計画の目的 ➡ 最終的な目的は他の計画と同じ ➡ **同じ「道」**



最初は「**細い道**（**体制**）」だったとしても
多くの人達（**地域連携ネットワーク**）がPDCAをたどっていけば
いずれ「**大きな道**（**体制**）」になる

➡ 「市町村計画策定の**手引き**」は**羅針盤**